

鹿屋市告示第 383 号

鹿屋市市民の声直行便要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 8 月 7 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令和 8 年 8 月 7 日 決 裁

鹿屋市市民の声直行便要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市市民の声直行便要綱（令和元年鹿屋市告示第108号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「7日」を「14日」に、「、その内容への対応方針（案）を検討の上」を削り、「報告しなければならない」を「報告し、決裁を得なければならない」に改める。

第6条から第11条までを削る。

第12条第1項中「市長は、市民の声」の次に「直行便」を加え、「、対応方針について」を削り、同条第2項中「原則として」を削り、同項第1号中「及び連絡先が分からないもの」を「等必要事項の記載がなく、回答先が不明なもの」に改め、同項第3号中「若しくは中傷する内容のもの又は公序良俗に反する内容のもの」を「中傷し、又は差別するもの」に改め、同項第5号中「宗教」の前に「思想や」を加え、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法令又は公序良俗に反するもの

第12条第2項に次の13号を加える。

(7) 個人等の権利又は利益を侵害するもの

(8) プライバシーに関するもの

(9) 同一人により繰り返し寄せられる同文又は同趣旨のもの

(10) 一度回答した内容に関する同一人からの繰り返しの意見等

(11) 市において争訟中であるもの（ただし、争訟中であり、具体的な回答はできない旨の回答はできない旨の回答はすることができる。）

(12) 市政に直接関係のないもの

(13) 国又は他の地方公共団体の所管のもの

(14) 説明することにより理解を得られるもの

(15) 既に所管課で対応しているもの

(16) 市職員等又はその関係者からの当該職員等に係る職務、人事等に関するもの

(17) 趣旨が不明確なもの

(18) 質問、問合せ又はこれに類するもの

(19) その他、市長が回答することが適当でないと認めたもの

第12条に次の2項を加える。

3 同文又は同趣旨の市民の声直行便が多数寄せられ、又は寄せられると予想される場合において、当該市民の声直行便に対する市の見解等を市ホームページ等に掲載することにより広く市民に周知したときは、その周知した旨を当該提出者に伝えることにより回答したものとみなすことができる。

4 所管課は、回答しない市民の声直行便については、参考意見として取り扱うものとする。

第12条を第6条とする。

第13条の見出し中「対応方針」を「回答等」に改め、同条中「対応方針について、」を「回答について、意見、要望、提案等とともに、」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、回答等を公表しないものとする。

(1) 内容から個人が類推され、又は特定されるおそれがあるもの

(2) 事前に公表を希望しない旨の申出があったもの

(3) 個人情報等への配慮をすることでその趣旨が不明となるもの

(4) 公開することにより、次に掲げるおそれのあるもの

ア 個人等の権利又は利益を害するおそれ

イ 市の業務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれ

ウ 第三者に誤解を与えるおそれ

(5) 前条第2項の規定により回答しないとしたもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が公開することが適当でないと認めたもの

3 市長は、同様の趣旨の市民の声直行便が複数寄せられた場合は、回答等をまとめて公表することができるものとする。

第13条を第7条とし、第14条を第8条とし、第15条を第9条とする。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。